

神栖市下水道使用料の改定に関する意見書

令和8年6月19日

神栖市下水道料金適正化検討委員会

神栖市下水道料金適正化検討委員会では、市長からの検討要請を受け、令和6年7月から計6回にわたり、委員会を開催いたしました。その中で、下水道事業の現状と将来の施設整備計画、財政状況と今後の見通し、下水道使用料のしくみ等の確認を行い、下水道使用料改定の必要性や改定幅について慎重に協議を行いました。

そのうえで、下水道事業が市民生活や経済活動、本市の行政全般に与える影響等を十分に考慮し、次のとおり意見が集約されましたので報告いたします。

下水道使用料について

人口減少や節水機器の普及などによる水需要の停滞に加え、下水道施設や設備の老朽化に伴う更新需要の増大により、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、本来下水道使用料で賄うべき汚水処理にかかる経費を下水道使用料で賄うことができておらず、下水道使用料の不足分に対して、一般会計からの繰入金によって補っている状況を踏まえ、下水道事業の健全な運営を図るためには、下水道使用料の値上げをすべきである。

(1) 下水道使用料改定率について

下水道使用料算定期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とし、平均12.1%の値上げとすることが妥当である。

(2) 下水道使用料改定の時期について

経営戦略において、令和10年度以降は財源不足が深刻になることから、早期に改定することが望ましいが、物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加や市民への周知期間を十分に確保することを考慮し、令和10年4月1日までに改定することが適切である。

(3) 下水道使用料体系について

本市の利用実態を踏まえて、使用水量の構成比率に応じた基本料金や従量料金の引上げを行うことが望ましい。なお、「下水道使用料体系（案）」を添付する。

(4) 一般会計繰入金について

下水道事業の健全な運営を図るため、経営状況を十分に見極め、一般会計からの繰入金については、適切な判断をすることが必要である。

[報告に至った経緯]

1. 下水道事業の現状

下水道は、水質保全や生活環境の改善、雨水排除により浸水を防ぐ役割を有する、市民が快適な生活を送るため、必要不可欠で重要な都市基盤施設である。

本市下水道事業は、鹿島臨海工業地帯の立地企業の排水を除く市街地の汚水処理を公共下水道により行う計画を策定し事業を進め、令和6年度末での下水道整備済面積は1,609.7ha、処理人口は46,449人に達している。

下水道の整備には長い時間と多額の費用を要するものであり、効率性の面からは、あらゆる地区に下水道を整備することが適切とは言えない。個別処理（合併処理浄化槽）と集合処理（下水道）が有する特性や経済性等を総合的に勘案し、適切な役割分担の下で、地域の実情に応じた効果的かつ効率的に汚水処理を実施することが必要である。また、本市の公共下水道事業は開始してから48年が経過しているため、令和9年度以降は法定耐用年数を超える下水道施設が増加し、多額の費用を必要とすることから、下水道施設や設備の老朽化に伴う計画的な更新について、下水道施設等を効率的に管理するストックマネジメント計画を策定し、予防保全型の改築修繕計画を立て、費用の平準化を図ろうとしている。下水道整備を継続するためには、持続的な下水道事業の経営を実現することが不可欠といえる。

下水道事業の運営において、本市では令和2年度に地方公営企業法を一部適用し、これまでの現金主義とする官公庁会計から発生主義とする公営企業会計へ移行したことで、事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則に基づき、下水道使用料を基本とする運営に移行している。

下水道使用料については、平成28年4月に平均27.6%の値上げを行い、運営してきたが、下水道使用料で賄うべき汚水処理にかかる経費が賄いきれず、下水道使用料の不足分を一般会計からの繰入金として市税等で補てんしている状況である。

本来市税等は他の行政サービスや社会保障、公共事業に充てられるべきであり、上水道と異なり、利用者が限られている下水道事業の下水道使用料不足分を一般会計の市税等で負担することは、公平性の観点から回避すべきである。

また、令和9年度以降は下水道新規整備の縮小、行政人口の減少や節水機器の普及などによる水需要の停滞により、下水道使用料は減少する見込みである。さらに、下水道施設の老朽化に伴う費用の増加に加え、物価高騰や労務単価の上昇により下水道施設等の維持管理に必要な費用が年々増加傾向にあり、下水道事業の経営は非常に厳しい状況となっている。

これらの経営状況を踏まえて、下水道事業の健全経営の確保や持続的な経営を実現するためには、経営基盤の強化を図ることが必要となる。

2. 下水道使用料改定の妥当性について

下水道事業の経費の不足分を「下水道使用料の値上げ」で確保しようとすることは、昨今の経済状況や公共事業という性格上、安易に認めることはできない。そこで、当委員会では下水道事業の運営状況を慎重に協議し、次のことを確認した。

- (1) 下水道事業の経費については、物価高騰や労務単価の上昇により下水道施設等の維持管理費が年々増加傾向にある状況では、経費削減にも限界がある。
- (2) 下水道事業における維持管理費のうち約4割を占める下水道処理費については、処理施設を有する茨城県に対して支払う費用であり、鹿島臨海工業地帯の産業排水と生活排水を処理する鹿島臨海特定公共下水道の加入者との費用負担を考慮すると、処理費の節減は難しい。
- (3) 下水道接続への啓発活動を実施し、接続率向上による下水道使用料収入の増加に取り組んでいるが、人口減少や節水機器の普及などによる水需要の停滞により、下水道使用料収入が減少傾向となるため、現時点で下水道事業として、さらなる下水道使用料収入増加への対策をとることは困難である。
- (4) 事業にかかる費用を確保するためには、下水道使用料を改定して値上げするか、一般会計からの繰入金を増やすことになるが利用者と非利用者の公平性の観点から、一般会計からの繰入金を増やすことは適当ではない。
- (5) 下水道事業は、独立採算制の原則に基づき、事業を運営する必要があるが、現状では、その経費を下水道使用料収入で賄うことができず、一般会計からの繰入金により経営が成り立っている状況である。

以上のことより総合的に判断すると、使用料を改定し、下水道使用料を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮しても止むを得ないと判断する。

3. 下水道使用料改定率について

当委員会では、協議の結果、以下の5点について下水道使用料改定率を決定する算定根拠とした。

- (1) 公営企業会計では下水道使用料収入で賄うべき経費は事業の維持管理や運営に必要な費用の他に、将来の施設更新に備える資産維持費を加えることが原則であるが、利用者への負担が急激に増加する形となり現実的ではない。当面は、下水道事業の維持管理費を下水道使用料収入で賄うことを目標とするべきである。
- (2) 一般会計からの繰入金のうち営業助成分については、下水道使用料で賄うべき費用に対する繰入金であるため、独立採算制の原則に基づき、下水道使用料収入で賄うことを目標とするべきである。
- (3) 使用水量が多い利用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くため、適当ではない。
- (4) 下水道使用料改定の算定期間は、昨今の経済状況を鑑みると、将来の財政見通しの不透明性を考慮し、算定期間を5年間とする。
- (5) 下水道使用料の改定期間は、今後、下水道使用料収入が減少傾向となり、令和10年度以降は下水道使用料収入が維持管理費を大幅に下回る状況が続く見込みであり、早急に改定を行うことが望ましいが、物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を考慮するべきである。

以上のことから、現在の経営状況や、将来の財源見通しを基に協議した結果、下水道使用料は令和10年4月1日までに改定することとし、算定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間、改定率は平均12.1%の値上げが適当であるとの結論に至った。

4 下水道使用料体系について

下水道使用料体系は、地方公営企業法が規定する使用料の基準により、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ健全な経営ができるように、適正な原価を基礎として経営基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。

適正な原価とするためには、資産維持費の算入が必要となるが、現行の料金体系は、算入していない。資産維持費を算入した場合、下水道使用料体系の大幅な見直しにより、利用者の負担が急激に増加し、市民生活への影響が大きいことから、見直しにあたっては、将来に向けた段階的な下水道使用料改定を意識して、今回は維持管理費を

下水道使用料収入で賄える下水道使用料体系を構築することを視野に入れ、以下の2点を考慮した。

- (1) 本市の下水道使用料体系は、10 m³ までの基本料金と4段階の従量料金を併用し、多く使うほど単価が高くなる二部料金制の逡増型を採用しているが、使用水量が多い利用者への依存度を測る指標である逡増度が低くなる料金体系へ近づける。
- (2) 基本料金の改定額は現体系から200円増の1,400円とし、従量料金の改定額は、11 m³～100 m³までは1 m³あたり10円増、101 m³以上は1 m³あたり20円増とする。これによって、本市の使用水量の利用実態に合わせて、特定の層に過度な負担を強いることなく、かつ令和8年度から令和12年度までの下水道事業経営戦略における投資・財政計画で必要とする維持管理費を下水道使用料収入で賄うことが可能となる。

5 一般会計からの繰入金について

一般会計からの繰入金のうち雨水事業の維持管理費等の全部、水環境の改善や公共用水域の水質保全等の一部は、下水道利用者だけに限定しない公共的な役割を有していることから、一般会計からの負担が認められている。下水道事業の経営の健全化を図るため、経営状況を十分に見極め、一般会計からの繰入金については、適切な判断をすることが必要である。

6 付帯意見

今回の意見は上記のとおりであるが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付することとした。

- (1) 下水道使用料の改定にあたっては、下水道施設の現状や独立採算制の原則等を含めた経営状況をもとに、改定の趣旨及び内容の周知を図り、市民の十分な理解が得られるように努めることを要望する。
- (2) 昨今の社会経済情勢から、下水道使用料の改定は市民生活への影響が大きいものと考えられる。したがって、市民の理解のもとに、この意見の内容はもちろん、各委員からの貴重な意見を十分に尊重しつつ、今後とも下水道事業が健全に運営されるよう、最大限の努力を払われることを要望する。

[下水道使用料体系 (案)] 税抜金額

料金種別	水量	現行	改定後		
		金額	金額	増加額	改定率
基本料金	～10m ³	1,200円	1,400円	200円	16.7%
従量料金	11m ³ ～20m ³	150円	160円	10円	6.7%
	21m ³ ～50m ³	160円	170円	10円	6.3%
	51m ³ ～100m ³	170円	180円	10円	5.9%
	101m ³ ～	180円	200円	20円	11.1%

[神栖市下水道料金適正化検討委員会の経過]

	年月日	会議の内容
第1回	令和6年7月9日	・委嘱状の交付、役員の選出について ・下水道事業の概要説明
第2回	令和7年2月6日	・深芝処理場見学
第3回	令和7年7月11日	・委嘱状の交付について ・下水道事業の概要説明
第4回	令和7年10月10日	・下水道事業の現状説明 ・下水道事業の収支見通しについて ・適正な料金の考え方について
第5回	令和8年2月4日	・適正な料金体系の設定について ・下水道使用料の料金改定（案）について
第6回	令和8年3月19日	・下水道使用料改定に関する意見書（案）について